

岩手県告示第201号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和5年岩手県告示第393号）で公示した公共測量を終了した旨東北農政局和賀中央農業水利事業所長から次のとおり通知があった。

令和6年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 北上市及び花巻市
- 2 実施した期間 令和5年4月14日から令和6年2月29日まで
- 3 実施した公共測量の種類 用地測量